○厚生労働省令第五十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び中央労働委員会の定員） **第一条**　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 三二、七五四人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三二、八五二人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 三三、六六一人 / （略） （略） / （略） / （略） 合計 / 三三、七五九人 /

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第五十三号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（食品健康被害情報管理室及び輸入食品安全対策室） **第二十三条の三**　食品監視安全課に、食品健康被害情報管理室及び輸入食品安全対策室を置く。 ２　食品健康被害情報管理室は、飲食に起因する衛生上の危害が生じ、又は生じるおそれがある旨の情報の収集及び当該情報の分析又は評価並びにその結果の提供に関する事務をつかさどる。 ３　食品健康被害情報管理室に、室長を置く。 ４・５　（略） （企画調整主幹及び統括研究官） **第五百三十八条**　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官四人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２・３　（略） （地方厚生局に置く課） **第七百九条**　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（関東信越厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。） 企画調整課	（輸入食品安全対策室） **第二十三条の三**　食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。 （新設） ２・３　（略） （企画調整主幹及び統括研究官） **第五百三十八条**　国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官五人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ２・３　（略） （地方厚生局に置く課） **第七百九条**　地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。 総務課 会計課（関東信越厚生局に限る。） 企画調整課